

石川県公報

令和元年12月17日

第13266号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出 (同)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2	○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2	○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退の届出 (同)	3	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同)	5
		公 告	
		○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	5
		○公共測量終了公告 (監理課)	6

告 示

石川県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
安井デンタルクリニック	小松市日の出町1-165	令和元年7月1日
クスリのアオキ向本折薬局	小松市向本折町ニ18番地1	令和元年6月3日
たいせい薬局	能美市大成町ル98番2	令和元年9月1日
スギ薬局小松南店	小松市大領町イ211番地1	令和元年10月1日
スギ薬局野々市中央店	野々市市白山町438番地	令和元年12月1日
クスリのアオキラスパ白山薬局	白山市倉光五丁目14番地	令和元年12月1日

石川県告示第273号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
安井デンタルクリニック	小松市日の出町1-165	令和元年7月1日
クスリのアオキ向本折薬局	小松市向本折町ニ18番地1	令和元年6月3日
たいせい薬局	能美市大成町ル98番2	令和元年9月1日
スギ薬局小松南店	小松市大領町イ211番地1	令和元年10月1日
スギ薬局野々市中央店	野々市市白山町438番地	令和元年12月1日
クスリのアオキラスパ白山薬局	白山市倉光五丁目14番地	令和元年12月1日

石川県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
株式会社示野薬局	新	シメノドラッグ輪島薬局	令和元年 8月29日
	旧	薬局マツモトキヨシ輪島店	

石川県告示第275号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
株式会社示野薬局	新	シメノドラッグ輪島薬局	令和元年 8月29日
	旧	薬局マツモトキヨシ輪島店	

石川県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
安井デンタルクリニック	小松市日の出町1-165	令和元年6月30日
クスリのアオキ向本折薬局	小松市向本折町ニ24番1	令和元年6月2日
あかね大成薬局	能美市大成町ル98番2	令和元年9月1日
トマト薬局	輪島市門前本市22-1	令和元年11月30日

石川県告示第277号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
安井デンタルクリニック	小松市日の出町1-165	令和元年6月30日
クスリのアオキ向本折薬局	小松市向本折町ニ24番1	令和元年6月2日
あかね大成薬局	能美市大成町ル98番2	令和元年9月1日
トマト薬局	輪島市門前本市22-1	令和元年11月30日

石川県告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、指定医療機関から、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	辞退年月日
橋本薬局	鳳珠郡穴水町字川島イ-24	令和元年10月1日

石川県告示第279号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、指定医療機関から、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	辞退年月日
橋本薬局	鳳珠郡穴水町字川島イ-24	令和元年10月1日

石川県告示第280号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1771300850	株式会社 スパーテル	訪問介護てらす 野々市市郷1丁目131番地	令和元年 12月1日	訪問介護
1770300984	医療法人社団 田谷会	サービス付き高齢者向け住宅 おれん じハウス 小松市園町ニ155番地1	令和元年 12月1日	特定施設入居者 生活介護

石川県告示第281号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1770300984	医療法人社団 田谷会	サービス付き高齢者向け住宅 おれんじハウス 小松市園町ニ155番地1	令和元年 12月1日	介護予防特定施設 入居者生活介護

石川県告示第282号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1771300678	医療法人社団 悠輝会	悠輝会 訪問介護ステーションてらす 野々市市郷1丁目131番地	訪問介護	令和元年 10月28日
1761390994	医療法人社団 悠輝会	悠輝会 訪問看護ステーションかがやき 野々市市郷2丁目220番地	訪問看護	令和元年 10月28日

石川県告示第283号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1761390994	医療法人社団 悠輝会	悠輝会 訪問看護ステーションかがやき 野々市市郷2丁目220番地	介護予防訪問看護	令和元年 10月28日

石川県告示第284号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「ecstasy time」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「FLAME BOTTLE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「2000kg POWER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「DEATH EARTH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「着火FIRE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「METH SPEED-R」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX Hi-Vision」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「dangerous smoke」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Ash」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Breath of fire」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(11) 次の写真に示すとおり、被包に「覚醒paradise」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
(12) 次の写真に示すとおり、被包に「perfect dream072」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
(13) 次の写真に示すとおり、被包に「zombie」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(14) 次の写真に示すとおり、被包に「Dream land」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
(15) 次の写真に示すとおり、被包に「GOLDEN LAMP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
（「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和元年12月18日

石川県告示第285号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) メチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－フェニルプロパノアート及びその塩類
(2) 2－（ブチルアミノ）－1－（4－クロロフェニル）プロパン－1－オン及びその塩類
(3) 3－〔1－（エチルアミノ）シクロヘキシル〕フェノール及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和元年12月18日

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー本府中店 カメラのキタムラ七尾本府中店
七尾市本府中町ヲ23番地1

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

- 山王電気工業株式会社 代表取締役 山王 啓造
七尾市上府中町ス部53番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
株式会社キタムラ 代表取締役 浜田 宏幸
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年6月11日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,165平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 43台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 15台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 48平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 6.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
- 7 届出年月日
令和元年10月10日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部商工観光課
- 9 届出等の縦覧期間
令和元年12月17日から令和2年4月17日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和2年4月17日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和元年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和元年8月26日から 同年11月7日まで	白山市白峰地内

